

2020年3月30日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙 台 銀 行

「改正債権法」を踏まえた融資（個人ローン）規定・契約書の改定について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、2020年4月施行の改正民法（債権法）を踏まえ、下記の通り融資（個人ローン）規定・契約書を改定することをお知らせいたします。改定後の規定・契約書は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

以下に今回の主な改定の内容を提示しておりますが、印刷した規定・契約書の交付をご希望の場合は、当行本支店窓口へお申し出ください。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる主な融資規定・契約書

- (1) 当座貸越契約書
- (2) 当座貸越規定
- (3) 金銭消費貸借契約書
- (4) 金銭消費貸借契約規定

2. 改定日 2020年4月1日（水）

3. 主な改定内容

- (1) 「借入金の受領方法と契約の成立」に関する条項の改定
- (2) 「取引期間」に関する条項の改定
- (3) 「期限前の全額返済義務」に関する条項の改定
- (4) 「公正証書作成義務」に関する条項
- (5) 「債権、権利の譲渡」に関する条項の改定
- (6) 「履行の請求」に関する条項の改定
- (7) 「情報提供義務」に関する条項の改定
- (8) 「契約の変更」に関する条項の改定

4. 対象となる主な商品

- (1) ATM カードローン
- (2) スーパーカードローンエクセレント
- (3) 教育カードローン
- (4) スーパーフリーローン
- (5) スーパーフリーローン α
- (6) ライフサポートローン
- (7) サポートローン
- (8) マイカーローン
- (9) リフォームローン
- (10) 教育ローン
- (11) 多目的ローン
- (12) みやぎ子育て応援ローン

以 上

<本件に関する問合せ先>
個人営業部個人営業企画課
TEL:022-225-8741

